

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)における案内サイン及びインフォメーションパネル等の製作・設置等業務委託
概要	本契約は、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)の開催時において、観客誘導路における視覚的な誘導の補完、迷惑駐車防止等による地元住民生活への負担低減、大会に関する重要情報の発信等を目的とし、案内サイン及びインフォメーションパネル等の製作・設置等を愛知県と共同で委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と名古屋市が本契約に関する協定書を締結の上で、愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、受託者を含めた三者での契約を行うものである。 上記協定書に基づき愛知県が選定した事業者と随意契約を行った。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社フジヤ 名古屋支店
契約金額(円)	¥57,475,000★(うち本市負担額¥19,158,333★)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4616

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月20日
件名	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)における観客誘導実施業務委託
概要	本契約は、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)の開催時において、観客の安全かつ円滑な移動及びその実現のために設置する各種物品・設備の管理や地域住民への負担軽減のための美化清掃活動等の実施を目的とし、イベントスタッフの配置を愛知県と共同で委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と名古屋市が本契約に関する協定書を締結の上で、愛知県が随意契約した事業者と、受託者を含めた三者での契約を行うものである。 業者選定方法については、一般競争入札を実施していたが予定価格を超過し入札不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき選定事業者と随意契約することについて愛知県より協議があり、これを承認したものである。 上記協定書に基づき愛知県が選定した事業者と随意契約を行った。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社新東通信
契約金額(円)	¥1,050,000,000★(うち本市負担額 ¥350,000,000★)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4616

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年5月8日
件名	愛知・名古屋2026 大会当該年度におけるデジタルサイネージ集中PR業務
概要	愛知・名古屋2026の100日前及び大会開催中に情報発信を実施するものである。 県内及び会場所在地である県外における人の往来の多い駅等のデジタルサイネージに大会の広告を掲出することで、愛知・名古屋2026の開催機運の醸成を図る。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 企画競争を実施することにより、デザイン・広告事業の実績があり、専門的で優れたノウハウを有する民間企業等の創造性ある企画提案能力のある契約交渉先を選定した。 愛知県が企画競争の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 電通名鉄コミュニケーションズ
契約金額(円)	¥ 289,971,000★(うち本市負担額 ¥ 96,657,000★)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-972-4079

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年5月14日
件名	愛知・名古屋2026 市営バス等ラッピング施工業務
概要	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)を広く一般に周知するため、市営バス等の装飾用デザインデータ及びシートの作成並びに市営バス等におけるラッピング施工を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 電通名鉄コミュニケーションズ
契約金額(円)	¥21,120,000★(うち本市負担額¥7,040,000★)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-972-4079

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年5月8日
件名	愛知・名古屋2026 テレビCM放送業務
概要	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)の全国的な機運醸成を図り、競技大会前にチケット販売に繋がる全国放送のテレビCMを作成し、テレビ放映を通じて広報を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 企画競争を実施することにより、映画等製作・広告及びデザイン事業の実績があり、専門的で優れたノウハウを有する民間企業等の創造性ある企画提案能力のある契約交渉先を選定した。 愛知県が企画競争の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 電通名鉄コミュニケーションズ
契約金額(円)	総額99,550,000円(うち本市負担分33,183,333円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4079

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年5月14日
件名	愛知・名古屋2026 新聞広告制作掲載業務
概要	第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に向け、愛知・名古屋2026の認知度向上、機運醸成、観戦促進を図るため、新聞広告の制作および掲載を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 電通名鉄コミュニケーションズ
契約金額(円)	総額50,380,000円(うち本市負担分16,793,333円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4079

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年5月28日
件名	愛知・名古屋2026大会開催都市報告書作成業務
概要	本事業は、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)(以下、「大会」という。)の招致から開催までの軌跡を記録し、大会関係者等へ報告するとともに、大会を通じて得た経験等を後世に継承するために愛知県と共同で報告書の作成を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行った。愛知県が企画競争の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社中日新聞社
契約金額(円)	47,847,800円(うち本市負担分15,949,266円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4352

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年5月26日
件名	愛知・名古屋2026大会ライブサイト実施業務
概要	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)の期間中、誰もが大会の感動と興奮を共有できる機会を提供するため、本大会の競技中継等を楽しめるイベントエリアであるライブサイトの企画・運営業務を、愛知県と共同で委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 愛知県が企画競争の実施により選定した事業者と、本市は上記協定書に基づき随意契約を行った。
契約の相手方	株式会社CBCクリエイション
契約金額(円)	¥ 287,454,000★(うち本市負担額 ¥ 95,818,000★)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4620

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年5月1日
件名	愛知・名古屋2026おもてなしインフォメーションカウンター運営業務
概要	開催都市の役割として、空港や駅において国内外からの観戦客等に適切な競技関係情報を提供し、併せて観光や交通案内サポートによって歓迎し、当地での滞在を安心かつ快適に過ごせる環境を整備する必要がある。そのため、当地域の空の玄関口であるセントレアや県内の主要駅及び競技会場へのアクセス拠点駅に愛知・名古屋2026インフォメーションカウンターを設置、案内スタッフを配置し、タブレット端末等により、大会の競技情報や周辺の観光情報の提供及び交通案内などを行うことで来訪者への各種問い合わせに適切に対応し、当地域のおもてなしの心を広く内外に印象付けるとともに、来訪者の満足度を高め大会の成功に寄与することを目的に、愛知県と共同で運営を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 幅広い関連情報の提供や経路案内、周辺の観光情報までをフォローし、併せて観客を惹きつけ楽しませる創意工夫、さらには複数力所での対人案内業務を実施できる運営管理力などの専門的で優れたノウハウを有する民間企業等の企画力及び想像力を活用することが不可欠なため、事業目的が達成できる内容となる契約交渉先を選定した。 愛知県が企画競争の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社JTB 名古屋事業部
契約金額(円)	100,881,316(内、本市負担分33,627,105)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-954-7455

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年5月21日
件名	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)におけるAED設置等業務委託
概要	第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催にあたり、観客の心停止等の緊急時に迅速に対応できるよう自動体外式除細動器(AED)の賃貸借及び設置、保守管理、撤去に係る業務を委託することを目的とし、業務委託契約を行ったもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 本市は、愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき随意契約を行った。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	セコム株式会社
契約金額(円)	4,725,189円（うち本市負担分1,575,063円）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4616

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	国際課
契約締結日	令和8年5月29日
件名	ウクライナ避難民支援登録業務及び個別相談業務
概要	侵攻開始から4年を経てもなお増加を続ける当地域在住のウクライナ避難民の支援に向けて必要となる物資・ボランティア等を把握し、支援意向のある人との受け渡しを行うことで、避難民が安心して生活を送れるよう支援するとともに、市内在住の避難民の状況を個別に把握し、必要に応じて行政機関等の窓口に同行するなど、安心して生活できる環境づくりの支援を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当地域在住のウクライナ避難民の支援にあたっては、ウクライナ人コミュニティを代表する組織「日本ウクライナ文化協会」と連携し、避難民に寄り添った支援が不可欠である。また、各種ニーズの調整窓口、広汎な市民・企業・各種団体などからの支援の申し出に対応でき、迅速かつ切れ目のない支援が可能であることに加え、多くのウクライナ避難民に認識されていることが必要である。 契約予定者は、これまでウクライナ避難民を支援する民間ネットワーク「あいち・なごやウクライナ避難民支援ネットワーク」事務局として中心的な役割を担っており、日本ウクライナ文化協会と連携しながら避難民に寄り添った支援を実施している。加えて、契約予定者は、令和4年度から本業務を受託しており、迅速かつ切れ目のない支援が可能であることに加え、物資提供等、避難民支援の拠点として幅広くウクライナ避難民に認識されている。 以上のことから本業務を履行するうえで必要な要件を備えるのは、現時点では当該団体しかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。
契約の相手方	名古屋市東区泉1-13-34 名建協2階 特定非営利活動法人レスキューストックヤード
契約金額(円)	6,140,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局国際課です。
電話番号 052-972-3064

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年5月13日
件名	名古屋市第31回20年公募公債募集委託契約
概要	資金調達を目的として証券を発行するにあたり、募集及び発行等を行う事務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本市指定金融機関で、募集から償還まで長期にわたる事務処理を安定的に行ってきた実績があり、償還事務を資金事故発生時においても、迅速かつ確実に行えるため 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 三菱UFJ銀行
契約金額(円)	3,520,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2309

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年5月13日
件名	名古屋市第39回5年公募公債募集委託契約
概要	資金調達を目的として証券を発行するにあたり、募集及び発行等を行う事務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本市指定金融機関で、募集から償還まで長期にわたる事務処理を安定的に行ってきた実績があり、償還事務を資金事故発生時においても、迅速かつ確実に行えるため 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 三菱UFJ銀行
契約金額(円)	3,300,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2309

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年5月15日
件名	名古屋市令和7年度第1回事業公債募集委託契約
概要	資金調達を目的として証券を発行するにあたり、募集及び発行等を行う事務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本市指定金融機関で、募集から償還まで長期にわたる事務処理を安定的に行ってきた実績があり、償還事務を資金事故発生時においても、迅速かつ確実に行えるため 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 三菱UFJ銀行
契約金額(円)	1,100,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2309

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	財産管理課
契約締結日	令和8年4月30日
件名	公有財産管理システム動作検証委託
概要	公有財産管理システムの機器等は、令和8年12月末日を持って賃借契約が満了するため、令和9年1月から新機器等の賃借を開始し、新機器等での業務を行う。 新機器等で本システムが正常に動作するかの検証、不具合がある場合のプログラム修正、及び、プログラム・データの移行等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社NTTデータ東海(当時の社名は(株)エヌ・ティ・ティ・データ東海)が、名古屋市の仕様に沿って令和2年度に設計・開発を行ったものである。 本業務は、令和2年度の設計・開発及びその後の改修を踏まえて実施する必要があるほか、その実施にあたっては本システムのプログラム修正等が必要であり、これができる者は、本システム全体のプログラム構成及び内容に関して知識を有し、本システムに関する著作権を有する株式会社NTTデータ東海に限定される。 以上の点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行うものである。
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	36,740,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局財産管理課です。
電話番号 052-972-2316

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	財産管理課
契約締結日	令和8年5月18日
件名	市有地の先着順売払い
概要	所在地 名古屋市港区稲永五丁目29番3、30番3、52番1、1010番1
契約の相手方を選定した理由	令和7年12月1日に市有地売払い一般競争入札の公告を実施し、令和8年2月6日に開札を行ったが、応札者がなく入札不調となった。 その後令和8年3月16日から令和8年9月30日を申込期間として先着順売払いを実施したところ、令和8年4月22日に申込みがあったため、令和8年5月18日に、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約を締結したもの。
契約の相手方	株式会社大港
契約金額(円)	16,694,326

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局財産管理課です。
電話番号 052-972-2318

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年05月18日
件名	猪子石工場工場棟No. 1エレベーター修理委託
概要	工場棟No. 1エレベーターの部品交換及び試運転調整
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ修理業務を行うことができません。よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	19,800,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年5月1日
件名	軽油(環境局作業課)
概要	本件は、家庭から排出される一般廃棄物等の収集運搬車両の燃料として、軽油を購入するものである。
契約の相手方を選定した理由	令和8年度第一四半期分(令和8年4月1日～令和8年6月30日)の契約については、一般競争入札の結果、応札者がなかったため不調となったことから、再度入札を実施する予定であるが、本件は政府調達協定の適用を受ける契約である。そのため、再度入札を実施するには、入札公告から契約締結まで約2か月を要する。 一方で、家庭ごみの収集は、市民生活と密接に関わる必要不可欠な業務であり、5月に燃料が納入されないと、収集業務が滞ることとなり、市民生活に甚大な影響を及ぼすこととなる。 そのため、5月分の軽油に係る買入れについて、適正な履行ができると判断した事業者との間で見積合わせを実施し、随意契約を締結するものである。 【根拠条文】 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	シューワ株式会社
契約金額(円)	152.94円(単価契約)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-2323

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年5月18日
件名	白灯油(東山総合公園)
概要	本件は、東山総合公園において、動物の飼育及び植物の生育環境維持のために使用する白灯油を買い入れるものである。
契約の相手方を選定した理由	東山総合公園において使用する白灯油は、令和8年度第1四半期(令和8年4～5月分)の買い入れについて、令和8年1月28日付で一般競争入札に付したところ、令和8年3月17日に応札者なしのため不調となった。 本件は、政府調達協定の適用を受ける契約であるため、再度入札に付す場合、入札公告から契約締結までに約2ヵ月を要する。 しかし、東山動植物園内にあるエネルギーセンターにおいて、ボイラーを稼働させるために不可欠な燃料であり、白灯油の供給が滞った場合、暖房及び給湯等の機能が停止し、施設の適正な運転が不能となる。その結果、動物の飼育及び植物の生育に必要な温度管理等が行えなくなり、動物の健康や生命及び植物の生育に直接的な影響を及ぼすおそれがある。 当該施設、動物および植物は、いずれも名古屋市の財産であり、適正に維持管理すべき責務があることから、白灯油の欠乏を容認することはできない。また、動物の飼育環境及び植物の生育環境を、継続的かつ安定的に維持する必要性がある。 そのため、適正な履行ができると判断した事業者との間で見積合わせを実施し、随意契約を締結するものである。 【根拠条文】 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	中川物産株式会社
契約金額(円)	1,232,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-2323

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	地域商業課
契約締結日	令和8年5月13日
件名	地域経済活性化促進事業業務委託 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)
概要	国の重点支援地方交付金における食料品の物価高騰に対する特別加算等を活用し、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付電子商品券を発行するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務委託においては、電子商品券のシステム運用、不正申込防止、商品券の販売、換金、スマートフォンの操作に不慣れな方への操作支援、参加店舗への対応等の複数の業務を滞りなく実施する必要がある。委託業者の選定にあたっては、金額面だけではなく、適正かつ確実な遂行体制を取れること等の事業実施能力を確認する必要がある。 上記について確認するため、公募型プロポーザルを実施した。その結果は以下のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 各提案者の順位と点数 1位 名古屋市地域経済活性化促進事業コンソーシアム 424点 (株式会社新東通信、TOPPAN株式会社中部事業部、株式会社三菱UFJ銀行東海公務部、株式会社まちのわ) 2位 ひとまちつなぐコンソーシアム 391点 (東邦瓦斯株式会社、株式会社電通名鉄コミュニケーションズ、西川コミュニケーションズ株式会社、PayPay株式会社)
契約の相手方	名古屋市地域経済活性化促進事業コンソーシアム
契約金額(円)	1,321,038,158

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局地域商業課です。
電話番号 052-972-3407

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局									
課	観光推進課									
契約締結日	令和8年5月28日									
件名	シティツアー等の実施による「アジア・アジアパラ競技大会」を契機とした観光PR事業業務委託									
概要	2026年にアジア・アジアパラ競技大会が愛知・名古屋で開催されるのに伴い、アジアの各国・地域から選手、観客、メディアなど多くの外国人が本市を訪れることが予想される。本事業では、アジア・アジアパラ競技大会の開催期間及びその前後に、大会メディア向けのシティツアー等を実施し、各メディアが本市の観光魅力及び情報を発信することで、観光都市としての名古屋の認知度向上及び本市への来訪につなげることを目的としている。									
契約の相手方を選定した理由	本事業を実施するにあたって、名古屋の独自の観光魅力がメディアに伝わるよう、テーマやストーリー性のあるシティツアーを造成するとともに、ツアーの申し込みが可能となるウェブサイトを作成・運営し、効果的にプロモーションを実施するなど専門的な知識やネットワークが必要だと考えられる。したがって、最適な事業実施能力を持つ事業者を選定して契約する必要がある、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 <table><tr><td colspan="3">各提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>株式会社JTB名古屋事業部</td><td>251点</td></tr><tr><td>2位</td><td>東武トップツアーズ株式会社名古屋支店</td><td>130点</td></tr></table>	各提案者の順位と点数			1位	株式会社JTB名古屋事業部	251点	2位	東武トップツアーズ株式会社名古屋支店	130点
各提案者の順位と点数										
1位	株式会社JTB名古屋事業部	251点								
2位	東武トップツアーズ株式会社名古屋支店	130点								
契約の相手方	株式会社JTB名古屋事業部									
契約金額(円)	10,971,345									

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-2219

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	MICE推進課
契約締結日	令和8年4月21日
件名	国際展示場第1展示館屋根防水補修事業
概要	当該事業は、令和4年10月に開業した第1展示館が、降雹の被害により屋根の防水機能が損傷し、それに伴う展示室内への漏水が繰り返し発生しているため、その補修の設計、工事及び監理業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本建物は、PFI事業にて(株)名古屋モノづくりメッセにより設計、施工及び維持管理が行われている。本件については施工者責任区分の明確さを保たなければならないこと、PFI事業による維持管理期間がまだ約15年残っているところで、元施工者以外が防水補修を行うと当初の維持管理計画の前提が変わることから、PFI事業の契約の継続性が損なわれる。 また、本建物は無柱大空間の特殊な構造であり、補修による屋根荷重の増加等が建物の躯体に影響するため、建物の耐震に対する安全性の検討及び現防水仕様に適した工法にしなければならず、補修後の保守作業時の様々な条件を考慮した設計・施工を行えるのは元施工者である下記業者以外無い。 以上の理由より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。
契約の相手方	株式会社竹中工務店 名古屋支店
契約金額(円)	259,710,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、MICE推進課です。
電話番号 052-972-3169

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所管理活用課
契約締結日	令和8年5月1日
件名	名古屋城魅力向上イベント企画運営等業務委託
概要	天守閣閉館中の名古屋城の魅力向上や誘客を図るため、名古屋城において、名古屋城の価値や魅力を活かし、民間事業者のノウハウを活用した効果的なイベント等を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約相手方の選定にあたっては、企画内容等価格以外の要素を評価して選定する必要があり、公募型プロポーザル方式を実施した。 4月18日(金)実施の評価委員による評価において、1者からの提案を評価した結果、下記提案者が契約相手として相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 提案者の点数 株式会社クーゲート 492点
契約の相手方	株式会社クーゲート
契約金額(円)	71,995,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課です。
電話番号 052-231-1700

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所名古屋城調査研究センター
契約締結日	令和8年5月29日
件名	名古屋城東南隅櫓及び西北隅櫓耐震補強計画業務委託
概要	国の重要文化財に指定されている名古屋城東南隅櫓及び西北隅櫓について、耐震診断の結果に基づき、将来的な耐震補強工事の実施に向けた耐震補強案等の計画を策定するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋城東南隅櫓及び西北隅櫓は文化財建造物であり、こうした伝統構法で建てられた木造建築では、建築基準法に基づいた一般的な耐震診断・耐震補強を適用することが困難である。文化庁は「重要文化財(建造物)耐震診断・診断補強の手引き」等を示しており、耐震補強では文化財的価値に配慮した補強することが求められている。 このため、業務の実施にあたっては、文化財建造物の修理設計の経験が豊富で、名古屋城の文化財建造物に対する知識、文化財的価値を損なわない補強を実施するための技術的な見地が必要となる。 契約予定業者は、文化庁の承認を受けた主任技術者を有しており、令和元年度「名古屋城表二の門等耐震診断調査業務委託」、令和2年度「名古屋城表二の門等保存修理方針等作成業務委託」、令和6年度及び令和7年度「名古屋城重要文化財建造物等保存活用計画策定支援業務委託」等の履行実績があり、名古屋城の文化財建造物や修理設計業務、耐震診断結果にもとづく構造検討業務等に精通している。 令和7年度「名古屋城東南隅櫓及び西北隅櫓耐震診断業務委託」の履行実績もあり、本業務はこの診断結果と一体となって実施すべきものである。本業務にあたっては文化庁との十分な協議が必要であり、契約予定業者は昨年度業務でも多くの協議を重ねてきた。また、耐震補強に関する技術指導が可能な団体として、文化庁から承認を受けており、近年の名古屋城で実績がある唯一の団体である。 したがって、下記業者に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
契約の相手方	株式会社文化財保存計画協会
契約金額(円)	15,994,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城調査研究センターです。
電話番号 052-231-2481

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	五条川工場
契約締結日	令和8年5月15日
件名	五条川工場非常用発電設備部品の製造請負
概要	非常用発電設備は重要な設備であり整備を行うことが出来る期間は、全休炉期間に限られる。なお、五条川工場の全休炉は年度の始めであり、工事に備えるための材料で納期が長期となるものは、前年度までに調達する必要があるため、製造の請負により調達するもの。
契約の相手方を選定した理由	五条川工場の非常用発電設備は、三菱重エシナリーテクノロジー株式会社が独自の技術により設計及び製造を行ったものである。 よって、製造請負を行うことが出来るのは三菱重エシナリーテクノロジー株式会社に限られるため。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱重エシナリーテクノロジー株式会社
契約金額(円)	14,627,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、五条川工場です。
電話番号 052-449-2010

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	五条川工場
契約締結日	令和8年4月27日
件名	五条川工場油圧ユニットポンプの製造請負
概要	五条川工場の焼却炉用油圧ユニットポンプが故障し中古品にて補修したため、製造の請負により調達するもの。
契約の相手方を選定した理由	焼却炉及び関連機器は、処理するごみの質、形状等に合わせてプラントメーカーである三菱重工業株式会社が独自の技術により企画、設計及び施工を行ったもので三菱重工業株式会社は、ごみ処理設備等に関する環境事業部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社に移管し、必要な技術を引き継いでいる。 よって、製造請負を行うことが出来るのは三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社に限られるため。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 中部支店
契約金額(円)	4,554,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、五条川工場です。
電話番号 052-449-2010

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年5月22日
件名	草木類資源化業務委託
概要	現在可燃ごみとして排出されている草木類の資源化に向け、令和8年6月から11月にかけて収集する草木類の資源化を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は一般廃棄物(草木類)の処分を業者に依頼するものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく市町村以外の者への委託である。 また、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条1号に「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定められている。 下記業者は、これらの要件を満たしており、かつ、草木類の処理に係る市内唯一の一般廃棄物処理施設の設置許可を取得しており、過去の実績からも安定的かつ確実に業務を履行できる業者である。よって、下記業者と随意契約するものである。
契約の相手方	名古屋港木材倉庫株式会社
契約金額(円)	7,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月28日
件名	介護保険課東桜分室における現状回復工事に係る設計・工事
概要	介護保険課の事業者指導執務室の移転にあたり、賃借している執務室を解約するため、原状回復に係る設計、工事契約を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 対象物件については、賃貸借契約に基づき、賃貸人が所有権を有し、対象物件の原状回復工事についても当該業者が指定する業者に依頼して実施するものであることから、契約の相手方が特定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ザイマックス
契約金額(円)	5,962,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-959-3087

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年5月29日
件名	介護保険システムオペレーター室の移転に係る名古屋丸の内ビルの賃貸借契約
概要	現在中土木事務所にて作業している介護保険システムのオペレーター室について、退去を求められているため名古屋丸の内ビル9階の一部を賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本契約は不動産の借入れ契約であることから、契約の相手方が特定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱UFJ信託銀行株式会社
契約金額(円)	14,611,968

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-972-2595

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年5月19日
件名	障害福祉サービス等の支給決定にかかる福祉総合情報システムの改修業務委託契約
概要	福祉総合情報システムについて、令和8年度制度改正に対応するための改修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本システムのパッケージは、株式会社アイネスが開発し著作権を有しているものであり、本システムの改修業務の遂行は、著作権及び本システムに関する知識を保有している当該業者に限定されているため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス 営業本部
契約金額(円)	2,806,650

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年5月1日
件名	保護費等の追加給付の支給事務における支給対象者リスト作成業務委託
概要	生活保護システムより抽出した支給額算定用のCSVデータを基に、厚生労働省が提供する計算ツールを使用して、各世帯における支給総額、内訳、対象期間入りの支給対象者リストを作成する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付事務を実施するに当たり、令和8年4月1日付でアデコ株式会社と「保護費等の追加給付の支給事務処理・コールセンター業務委託契約」を締結し、申出書の受理・審査、並びに本市が支給決定した者に対する決定通知書の送付等の支給事務とコールセンター業務を一体的に実施することとしている。（事業者選定は一般競争入札を実施） 当該契約には、本市が作成する支給対象者リスト（追加給付額算定の基礎となるデータ）について、各区からの修正依頼に基づくデータ補正を行う業務及び、当該補正後データを基に対象世帯ごとの追加給付額（一時扶助）データを作成する業務が含まれている。 支給対象者リストの作成に当たっては、本市生活保護システムから抽出した過去の保護決定データ約12万件を、厚生労働省が指定する計算ツールに反映し、その結果得られる追加給付対象世帯約3万6千件について、世帯ごとに給付額データを整理・リスト化する必要があるなど、極めて膨大な作業を要する。 一方で厚生労働省は、今回の追加給付について可能な限り迅速に実施する方針を示しており、これを受け本市においては、令和8年8月には保護受給中世帯への給付を開始し、その後、保護廃止世帯への給付を行う予定としている。 このような極めて短期間かつ過密なスケジュールの下で、膨大な作業量を伴う支給対象者リストの作成及び補正業務を的確に遂行するためには、既に支給事務全体を受託し、業務内容及びデータ構造を熟知している事業者に一体的に履行させることが不可欠である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アデコ株式会社 名古屋第1支社
契約金額(円)	13,390,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2553

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	後期高齢者医療保険料収納等の電算処理業務委託
概要	本件業務は、本市の委託により、株式会社三菱UFJ銀行が公金収入データを電算処理し、収入データを作成するもの。
契約の相手方を選定した理由	1、理由 本件業務は、公金収納データを使用して処理を行っている。公金処理は、本市指定金融機関である三菱UFJ銀行が行っており、公金収納データの作成業務は公金処理業務を行っている業者以外では出来ないことから、本市指定金融機関と契約するものである。 2、根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額(円)	76,519,559

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局医療福祉課です。
 電話番号 052-972-2573

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	後期高齢者医療及び介護保険未納保険料に係る電話催告業務委託契約(令和8年4月～5月)
概要	後期高齢者医療及び介護保険の保険料納付期限の翌月以降に、名古屋市中から提供する資料に基づいて未納者に対し、電話で納め忘れではないか確認し、納付促進を図るとともに、納付資力に問題がある場合は区役所との納付相談へつなげるもの。
契約の相手方を選定した理由	1、理由 本件については、業務実施場所の確保及び業務従事者への研修に一定の時間を要するため、令和8年3月及び4月納期限の保険料にかかる電話催告について令和7年度委託業者と随意契約を行うもの。 2、根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	株式会社三愛テレコム
契約金額(円)	2,134,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局医療福祉課です。
電話番号 052-972-2573

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	がん検診等の委託
概要	健康増進法に基づく胃がん、大腸がん、肺がん・結核、子宮がん、乳がん、骨粗しょう症検診、C型・B型肝炎ウイルス検査、生活習慣病健診、前立腺がん検診、ピロリ菌検査、胃がんリスク検査及び腹部超音波スクリーニング検査の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1) より多くの市民に検診を受けてもらうため、利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 (2) 市内2,458か所ある医療機関(医科)のうち約8割が当該法人の会員になっている。この法人に委託することにより、精度管理講習会や二重読影会の開催等による各検診の精度向上や、制度の変更等の各医療機関への周知徹底が円滑にでき、市民サービスが向上する。 他に同様の法人は存在せず、本事業を確実にかつ効率的に実施できる唯一の団体である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市医師会
契約金額(円)	4,512,365,797

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-263-3124

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年5月11日
件名	名古屋市自殺対策に関する広報業務等委託
概要	本市の自殺対策事業であるウェブサイト「こころの絆創膏」、こころの健康無料相談、こころの絆創膏アプリ、ゲートキーパー養成などに関する認知度向上を図り、悩みを抱えた場合の援助希求行動を促進するため、各種広報業務を委託する。 とりわけ、子どもの自殺が増加する夏休み明け前後については「スマイル！こころの絆創膏デー」として、子ども・若者を対象とした各関係機関との連携による各相談窓口の周知等のオンライン企画を展開する。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、本市自殺対策事業の認知度向上を図るとともに、援助希求行動を促進することで自殺予防に繋がられるよう、子ども・若者を始めとした市民の皆さまに広く訴求し、周知啓発するために実施するものである。 この趣旨達成のためには、従来の手法や先入観に捉われることなく、時流に沿った広報媒体等を活用した効果的な広告等企画・展開のノウハウを持つ民間企業・団体を契約の相手方として選定する必要があるため、企画競争（プロポーザル方式）により、随意契約を結ぶ事業者を選定することとした。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 スターキャット株式会社 231点 2位 株式会社三晃社 220点
契約の相手方	スターキャット株式会社
契約金額(円)	14,377,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-291-4790

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月9日
件名	令和8年度名古屋市依存症治療拠点機関事業委託
概要	市内の依存症に関する支援者の人材育成や依存症患者に必要な情報を届けることを目的として、依存症支援者に対する研修の実施、依存症に関する普及啓発・情報発信に関する事業及び依存症対策全国拠点機関により開催される全国会議への職員派遣、医療従事者等に対して専門性に基づいた技術的助言を行う事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業を委託可能な医療機関は「名古屋市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱」に基づく「名古屋市治療拠点機関選定基準」を満たしている医療機関としており、アルコール健康障害を含めて薬物依存症及びギャンブル等依存症の治療拠点機関に該当し、全ての依存症に関する研修等について専門性を担保できる医療機関としては、本市では西山クリニックのみが該当するため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	西山クリニック
契約金額(円)	6,812,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
 電話番号 052-291-4764

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月14日
件名	名古屋市保健医療型アウトリーチ支援モデル事業(南ブロック)業務委託
概要	精神保健医療的な支援を必要としていながら、様々な理由で自ら支援を求めることができていない未治療・治療中断の状態にある方等(家族を含む)に対して、精神科医、精神保健福祉士、看護師などの多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行う事業のうち、多職種専門チームによるアウトリーチ支援の部分について業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 保健医療型アウトリーチ支援モデル事業は、多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行うため、業務の運営については、高度な専門性や精神疾患のある(疑われる)方への支援に関する豊富な知識や経験が求められることから、令和3年度に公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施し、医療法人愛精会に南ブロック(瑞穂、南、緑、天白)を委託した。 モデル事業として継続的に事業を実施することで効果検証を行う必要があり、実施可能な医療法人は、愛精会しかいないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人 愛精会
契約金額(円)	14,587,584

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-291-4764

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月8日
件名	名古屋市保健医療型アウトリーチ支援モデル事業(西ブロック)業務委託
概要	精神保健医療的な支援を必要としていながら、様々な理由で自ら支援を求めることができていない未治療・治療中断の状態にある方等(家族を含む)に対して、精神科医、精神保健福祉士、看護師などの多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行う事業のうち、多職種専門チームによるアウトリーチ支援の部分について業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 保健医療型アウトリーチ支援モデル事業は、多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行うため、業務の運営については、高度な専門性や精神疾患のある(疑われる)方への支援に関する豊富な知識や経験が求められることから、令和2年度に公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施し、医療法人生生会に西ブロック(中村、熱田、中川、港)を委託した。 モデル事業として継続的に事業を実施することで効果検証を行う必要があり、実施可能な医療法人は、生生会しかいないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人 愛精会
契約金額(円)	14,588,888

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
 電話番号 052-291-4764

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	精神障害者家族ピアサポート総合事業委託
概要	精神障害者の家族を対象に、精神障害者の家族による家族ならではのピア相談（電話相談及び面会相談等）を実施。また、精神障害者の家族等を対象とした家族交流事業の実施。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、家族による家族への支援を目的とし、電話・面会相談事業と家族交流事業を実施するものである。家族の悩みはさまざまであるため、多くの家族と接してきた経験や福祉制度等に対する正確な理解が必要となる。 市内の事業者で、家族の立場で複数の事例に接してきた豊富な経験や知識を持ち、各地域で家族による支援を行える事業者は、家族により構成され、各地域の家族会とも密接な連携をとることができる特定非営利活動法人名古屋市精神障害者家族会連合会の他にない。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会
契約金額(円)	6,341,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-291-4764

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年5月15日
件名	令和8年度同性愛者等HIV 等検査・相談事業
概要	令和8年度の「同性愛者等HIV等検査・相談事業」を独立行政法人国立病院機構名古屋医療センターに委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当該検査会・相談事業は、感染不安や治療等を含めてHIV/エイズに理解のある多数の看護師や医師等のスタッフ等の人員や大量の検体を正確かつ迅速に処理できる検査機器の確保が必要不可欠となる。そうした中で、本事業を実施できるのは、東海地区で唯一のエイズブロック拠点病院である名古屋医療センターのみであるため、この業者との契約が必要であるもの。 ※エイズブロック拠点病院とは、HIV感染症の専門外来の設置など、HIVに係るより総合的な診療を実施する病院のこと。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター
契約金額(円)	6,888,546

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
 電話番号 052-972-2631

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	トワイライトルーム利用者管理システム外部委託
概要	トワイライトルームにおける(1)次年度継続登録(2)次年度新規登録(3)口座振替登録(4)納付書作成業務(5)システム改修について、外部委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	現在、トワイライトルーム利用料にかかる納付書等のデータは、福祉総合システムの著作権をもつ株式会社アイネスが抽出している。この事業者以外の事業者へ本業務を委託することになった場合、データの受け渡しが必要となり、個人情報等の漏洩リスクが増大する。また、処理過程に要する時間が大幅に伸びるとともに、納付書に印字される住所等の情報も最新のデータを反映することが難しくなり、市民サービスの著しい低下を招くこととなる。 令和3年度よりTIS株式会社が納付書作成業務より撤退し、本業務について現在と同等の水準ないし、それ以上の質の市民サービスを確保するためには、当該事業者以外では実施困難であるため。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(株)アイネス 営業本部
契約金額(円)	1,958,825

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3096

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託
概要	特別な配慮を必要とする児童の受け入れや多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルームに対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができるよう環境の整備を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の放課後事業では、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援するため、地域の方にも運営に協力いただき、児童と地域との交流を始め、学び・体験等、さまざまな活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を行っている。 放課後事業の運営にあたっては、日々異なる異年齢の子どもが集団を構成するという状況を理解したうえで、それぞれの地域ごとの課題等を把握し、地域・保護者・学校と信頼関係を構築しながら、事業を進める必要があるため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通して優れた企画や業務遂行能力を有する者を評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定し随意契約を締結している。 本件は、この名古屋市放課後事業の実施委託業務に関連して、特別な配慮を必要とする児童の受入や多くの児童の参加があるトワイライトに対応するための業務を委託するものであり、放課後事業の運営と一体的に実施する必要があるため、対象となる児童が在籍する及び多くの児童の参加がある等の理由により体制強化が必要な放課後事業の運営を委託している公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会以外にこの業務を行うことができる事業者はいないため、随意契約を締結するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(公財)名古屋市教育スポーツ協会
契約金額(円)	254,255,760

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託
概要	特別な配慮を必要とする児童の受け入れや多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルームに対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができるよう環境の整備を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の放課後事業では、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援するため、地域の方にも運営に協力いただき、児童と地域との交流を始め、学び・体験等、さまざまな活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を行っている。 放課後事業の運営にあたっては、日々異なる異年齢の子どもが集団を構成するという状況を理解したうえで、それぞれの地域ごとの課題等を把握し、地域・保護者・学校と信頼関係を構築しながら、事業を進める必要があるため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通して優れた企画や業務遂行能力を有する者を評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定し随意契約を締結している。 本件は、この名古屋市放課後事業の実施委託業務に関連して、特別な配慮を必要とする児童の受入や多くの児童の参加があるトワイライトに対応するための業務を委託するものであり、放課後事業の運営と一体的に実施する必要がある、対象となる児童が在籍する及び多くの児童の参加がある等の理由により体制強化が必要な放課後事業の運営を委託している株式会社スターシャル教育研究所以外にこの業務を行うことができる事業者はいないため、随意契約を締結するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社スターシャル教育研究所
契約金額(円)	15,402,638

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託
概要	特別な配慮を必要とする児童の受け入れや多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルームに対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができるよう環境の整備を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の放課後事業では、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援するため、地域の方にも運営に協力いただき、児童と地域との交流を始め、学び・体験等、さまざまな活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を行っている。 放課後事業の運営にあたっては、日々異なる異年齢の子どもが集団を構成するという状況を理解したうえで、それぞれの地域ごとの課題等を把握し、地域・保護者・学校と信頼関係を構築しながら、事業を進める必要があるため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通して優れた企画や業務遂行能力を有する者を評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定し随意契約を締結している。 本件は、この名古屋市放課後事業の実施委託業務に関連して、特別な配慮を必要とする児童の受入や多くの児童の参加があるトワイライトに対応するための業務を委託するものであり、放課後事業の運営と一体的に実施する必要があるため、対象となる児童が在籍する放課後事業の運営を委託している株式会社セリオ以外にこの業務を行うことができる事業者はいないため、随意契約を締結するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社セリオ
契約金額(円)	9,101,030

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託
概要	特別な配慮を必要とする児童の受け入れや多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルームに対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができるよう環境の整備を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の放課後事業では、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援するため、地域の方にも運営に協力いただき、児童と地域との交流を始め、学び・体験等、さまざまな活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を行っている。 放課後事業の運営にあたっては、日々異なる異年齢の子どもが集団を構成するという状況を理解したうえで、それぞれの地域ごとの課題等を把握し、地域・保護者・学校と信頼関係を構築しながら、事業を進める必要があるため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通して優れた企画や業務遂行能力を有する者を評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定し随意契約を締結予定である。 本件は、この名古屋市放課後事業の実施委託業務に関連して、特別な配慮を必要とする児童の受入や多くの児童の参加があるトワイライトに対応するための業務を委託するものであり、放課後事業の運営と一体的に実施する必要があるため、対象となる児童が在籍する及び多くの児童の参加がある等の理由により体制強化が必要な放課後事業の運営を委託している株式会社トットメイト以外にこの業務を行うことができる事業者はいないため、随意契約を締結するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社トットメイト
契約金額(円)	33,026,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託
概要	特別な配慮を必要とする児童の受け入れや多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルームに対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができるよう環境の整備を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の放課後事業では、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援するため、地域の方にも運営に協力いただき、児童と地域との交流を始め、学び・体験等、さまざまな活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を行っている。 放課後事業の運営にあたっては、日々異なる異年齢の子どもが集団を構成するという状況を理解したうえで、それぞれの地域ごとの課題等を把握し、地域・保護者・学校と信頼関係を構築しながら、事業を進める必要があるため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通して優れた企画や業務遂行能力を有する者を評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定し随意契約を締結予定である。 本件は、この名古屋市放課後事業の実施委託業務に関連して、特別な配慮を必要とする児童の受入や多くの児童の参加があるトワイライトに対応するための業務を委託するものであり、放課後事業の運営と一体的に実施する必要があるため、対象となる児童が在籍する放課後事業の運営を委託している株式会社ユニバース以外にこの業務を行うことができる事業者はいないため、随意契約を締結するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ユニバース
契約金額(円)	3,457,080

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局・教育委員会事務局
課	放課後事業推進課・生涯学習課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託(栄小始め48校)
概要	小学校施設を活用し、放課後等に遊びや学び、体験、地域の人々との交流などを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的とするトワイライトスクールの機能に加え、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、より生活に配慮した事業を一体的に実施するトワイライトルームの実施を委託するもの。 ※長期継続契約 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
契約の相手方を選定した理由	放課後事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援する事業であるため、また、地域・保護者・学校と信頼関係を構築し事業を進める必要があることから、価格による競争ではなく、企画競争(プロポーザル方式)により公募を行った。 3者から応募があり、その応募事業者からの企画提案に対する、評価委員による評価(書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答)を踏まえ、当該応募事業者を契約候補者として選定したため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 ※各学校の選定結果は別紙の通り
契約の相手方	公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会
契約金額(円)	583,207,454

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進課です。

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市放課後事業実施委託(新栄小始め4校)
概要	小学校施設を活用し、放課後等に遊びや学び、体験、地域の人々との交流などを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的とするトワイライトスクールの機能に加え、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、より生活に配慮した事業を一体的に実施するトワイライトルームの実施を委託するもの。 ※長期継続契約 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
契約の相手方を選定した理由	放課後事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援する事業であるため、また、地域・保護者・学校と信頼関係を構築し事業を進める必要があることから、価格による競争ではなく、企画競争(プロポーザル方式)により公募を行った。 1者から応募があり、その応募事業者からの企画提案に対する、評価委員による評価(書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答)を踏まえ、当該応募事業者を契約候補者として選定したため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 ※各学校の選定結果は別紙の通り
契約の相手方	株式会社スターシャル教育研究所
契約金額(円)	47,689,866

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進課です。

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市放課後事業実施委託(猪高小始め12校)
概要	小学校施設を活用し、放課後等に遊びや学び、体験、地域の人々との交流などを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的とするトワイライトスクールの機能に加え、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、より生活に配慮した事業を一体的に実施するトワイライトルームの実施を委託するもの。 ※長期継続契約 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
契約の相手方を選定した理由	放課後事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援する事業であるため、また、地域・保護者・学校と信頼関係を構築し事業を進める必要があることから、価格による競争ではなく、企画競争(プロポーザル方式)により公募を行った。 1者から応募があり、その応募事業者からの企画提案に対する、評価委員による評価(書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答)を踏まえ、当該応募事業者を契約候補者として選定したため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 ※各学校の選定結果は別紙の通り
契約の相手方	株式会社トットメイト
契約金額(円)	135,654,462

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進課です。

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市放課後事業実施委託(千年小学校)
概要	小学校施設を活用し、放課後等に遊びや学び、体験、地域の人々との交流などを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的とするトワイライトスクールの機能に加え、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、より生活に配慮した事業を一体的に実施するトワイライトルームの実施を委託するもの。 ※長期継続契約 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
契約の相手方を選定した理由	放課後事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援する事業であるため、また、地域・保護者・学校と信頼関係を構築し事業を進める必要があることから、価格による競争ではなく、企画競争(プロポーザル方式)により公募を行った。 1者から応募があり、その応募事業者からの企画提案に対する、評価委員による評価(書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答)を踏まえ、当該応募事業者を契約候補者として選定したため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 ※各学校の選定結果は別紙の通り
契約の相手方	株式会社トットメイト
契約金額(円)	10,895,777

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進課です。

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局・教育委員会事務局
課	放課後事業推進課・生涯学習課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託(香流小始め3校)
概要	小学校施設を活用し、放課後等に遊びや学び、体験、地域の人々との交流などを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的とするトワイライトスクールの機能に加え、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、より生活に配慮した事業を一体的に実施するトワイライトルームの実施を委託するもの。 ※長期継続契約 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
契約の相手方を選定した理由	放課後事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援する事業であるため、また、地域・保護者・学校と信頼関係を構築し事業を進める必要があることから、価格による競争ではなく、企画競争(プロポーザル方式)により公募を行った。 2者から応募があり、その応募事業者からの企画提案に対する、評価委員による評価(書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答)を踏まえ、当該応募事業者を契約候補者として選定したため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 ※各学校の選定結果は別紙の通り
契約の相手方	株式会社ユニバース
契約金額(円)	53,047,117

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進課です。

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年5月1日
件名	データ標準レイアウト改版にかかる福祉総合情報システムのプログラム修正委託
概要	データ標準レイアウト関連様式B86(母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報)、B109(子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報)、B110(子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報)について、令和8年6月の改版内容に基づき副本登録を実施するために、該当する項目について現行の福祉総合情報システムにおいて副本作成機能・副本連携機能の構築等をするもの。
契約の相手方を選定した理由	福祉総合情報システムは、株式会社アイネスの持つ技術をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータベース構造の技術を保有するものは開発業者に限定されることから、本件の改修を行えるものは株式会社アイネスに限定されるため、随意契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(株)アイネス 営業本部
契約金額(円)	13,435,537

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域子育て支援拠点運營業務委託
概要	本市の子ども・子育て支援事業計画に基づき設置する名古屋市地域子育て支援拠点の運營業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	拠点の運営にあたっては、「子育て家庭を支援する資質及び能力」と「地域に開かれた運営を行い、関係機関と連携して地域の子育て力を高める資質、能力」を求めることから、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通じて評価する公募型プロポーザル方式で選定した。 提案の提出を受けた8事業者、10提案の内容について、評価委員がプレゼンテーション及びヒアリングをもとに評価を行った結果、別紙のとおりとなったので7事業者、8提案を契約相手として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3971

(別紙)名古屋市地域子育て支援拠点運営業務委託

順位	事業者名	中学校区	得点	契約金額 (円)	
－	(特非)ママライフバランス	富士	489		注1
－	(特非)親子支援センターCRAYONLAND	豊国	508	7,362,000 (119,480)	
－	(特非)わが家流子育て応援団ふりあん	駒方	528	7,585,000 (0)	
－	(一財)こども財団	助光	494	6,042,000 (200,000)	
－	(特非)名古屋おやこセンター	南陽	507	6,642,000 (177,497)	
－	(特非)たけの子	大江	490	7,002,000 (200,000)	
－	(特非)ママライフバランス	上志段味	491		注1
－	(特非)葡萄の木	神沢	525	7,842,000 (200,000)	
－	(特非)つながる子育てにじいろ	平針	544	7,586,400 (200,000)	
－	(特非)葡萄の木	天白	505	7,842,000 (200,000)	

※同一学区内での競合がない場合、順位は省略

注1：過半数の評価委員の評価点が「満点に2/5を乗じた点数」以下の評価項目があったため、募集要項に基づき選定対象外とする。

注2：契約金額の括弧内の数字は、令和7年度にかかる開設前準備費および環境改善費

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市子育て応援拠点運営業務委託
概要	本市の子ども・子育て支援事業計画に基づき設置する名古屋市子育て応援拠点の運営業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	子育て応援拠点の運営にあたっては、「子育て家庭を総合的に支援する資質及び能力」と「地域の関係機関との連携を強化して地域の地域の子育て力を高める資質及び能力」を求めることから、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通じて評価する公募型プロポーザル方式で選定した。 提案の提出を受けた3事業者、3提案の内容について、評価委員がプレゼンテーション及びヒアリングをもとに評価を行った結果、別紙のとおりとなったので3事業者を契約相手として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3971

(別紙)名古屋市子育て応援拠点運営業務委託

順位	事業者名	行政区	得点	契約金額 (円)
—	(特非) 子育て支援のNPOまめっこ	北区	732	R8 : 22,061,000 (500,000) R9 : 21,311,000 (年間上限額 : 22,061,000)
—	(特非) つながる子育てにじいろ	瑞穂区	719	R8 : 26,131,800 (500,000) R9 : 25,381,800 (年間上限額 : 26,131,800)
—	(特非) 子育てなごや	中川区	695	R8 : 26,645,400 (500,000) R9 : 25,895,400 (年間上限額 : 26,645,400)

※同一区内での競合なしのため、順位は省略

注1 : 契約金額R8の括弧内の数字は、令和7年度にかかる開設前準備費および環境改善費

注2 : 契約金額R9の年間上限額は、令和9年4月以降における基本額に実績に基づいた費用を加算した年間支払金額の総額の上限額

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	監理指導課
契約締結日	令和8年5月8日
件名	令和8年度住宅都市局工事システム整備業務委託(その2)
概要	現在工事システムへの接続は、「職員認証システム」→「ポータル画面」に表示されているアイコン(住宅都市工事)を選択することで行っているが、「令和8年12月末」までで「アイコン(住宅都市工事)」が廃止されるため、独自アイコンを作製し工事システムへの接続が可能となるようにシステム改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、住宅都市局工事システムのシステム改修を行うもの。 住宅都市局工事システムは、下記業者が所有する素材(データ検索方法など同社のノウハウをシステム化したもの)をもとに、本市の仕様に沿って改造・機能追加等を行い開発したものであり、システム障害を起こすことなく本業務を行うためには、そのプログラムを熟知している必要がある。 また、当該システムの開発者以外がシステム整備を行った場合、システムの障害発生時に責任の所在が不明確になり、適正なシステムの運用が困難となることから、下記業者を選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NECネクサソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	7,590,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局監理指導課です。
電話番号 052-972-2913

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和8年5月14日
件名	令和8年度SRTの新ルート運行開始に向けたSmart機能の改修及びデジタルサイネージの構築業務委託
概要	本業務は、令和8年度秋頃に予定しているSRT新ルート運行開始に向けて、令和6年度の過年度業務において構築したSmart機能を改修し、デジタルサイネージの機器を導入するものである。
契約の相手方を選定した理由	新たに運行する名古屋駅－名古屋城ルートに、現在、名古屋駅－栄ルートで運用しているSmart機能（SRT専用ウェブサイト、走行位置表示システム等）を一体的に導入するためには、同機能のシステムに必要な改修を施した上で、コンテンツの連携を行う必要がある。 また、デジタルサイネージの機器に導入にあたっては、調達から現地での設置・設定作業までを、上記システムやコンテンツを理解した高度なコーディネート能力を有する者の監修の下で行う必要がある。 このように本業務は、現在運用しているシステムやコンテンツと密接不可分の関係にあるが、下記業者は、これらのシステム・コンテンツ・デジタルサイネージについて構築及び保守管理を行っている者であるため、本業務を円滑に行うことが出来る唯一の業者である。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NTT西日本株式会社 東海支店
契約金額(円)	39,350,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2744

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和8年5月20日
件名	令和8年度 連節バス2両の製造に係る仕様変更請負
概要	名古屋市が令和7年3月28日に契約した「連節バス2両の製造」で製造中の車両に対し、デザイン仕様の変更及び架装品の追加取り付けを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	デザイン仕様の変更及び架装品の追加取り付けについては、車両の製造の途中段階で行う必要があるため、現在契約を履行中の相手以外においては、業務を遂行することができない。 以上のことから、下記業者は契約の目的を達成できる唯一の業者であり、随意契約の相手方に選定する。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知日野自動車株式会社
契約金額(円)	9,009,698

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2744

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和8年05月08日
件名	ユーカリ供給業務委託(引佐)単価契約
概要	本委託は、本市が別途ユーカリの栽培管理を委託している圃場において、ユーカリ枝を必要な都度、必要量の供給を受けるものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、本市が別途ユーカリの栽培管理を委託している圃場において、ユーカリ枝をコアラ給餌枝として供給するものである。 ユーカリ枝の供給業務は、圃場毎のユーカリの特性を熟知し、また、ユーカリの生育状況を常に把握しながら、 ①適切な時期に供給することが必要 ②約1万本あるユーカリ樹の中から、適切に選択して供給することが必要 など、栽培管理業務と密接に連動している。 したがって、ユーカリ枝を安定して良好に供給するという観点から、当該圃場の栽培管理の受託者以外の者に供給業務を委託することは著しく不利である。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、当該圃場の栽培管理を受託している下記組合と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	引佐町森林組合
契約金額(円)	¥2,659,019

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年05月11日
件名	通学路における潜在的危険箇所検討業務委託
概要	本委託は、ヒヤリハットWEB調査の結果を基に、潜在的危険箇所を選定し、通学路上での危険要因の分析及び安全対策を検討するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、ヒヤリハットWeb調査システムを利用して潜在的危険箇所を選定し、通学路上での危険要因の分析と安全対策内容の検討を一層推進することを目的としている。 本業務を行うためのヒヤリハットWeb調査システムは、下記業者により開発されたため、その業務を実施できるものは、本システムの内容に関してすべての情報を保有する同者に限定される。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	公益財団法人豊田都市交通研究所
契約金額(円)	¥3,372,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山管理課
契約締結日	令和8年05月20日
件名	東山動植物園開園90周年記念会場装飾委託
概要	東山動植物園開園90周年を機に園内及び園外を装飾し、お出迎えの雰囲気及び動植物園への没入感を創出することで、来園者の期待感及び満足度を向上させることを図る。
契約の相手方を選定した理由	本企画を実現するには、装飾物のデザイン性やアイデアにおいて新規性や創造性が必要不可欠であり、また、過去に実施事例のない事業であるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の 2第 1項第 2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を下記の業者と締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社新東通信 3点(順位点)、239点(合計点) 2位 株式会社日比谷花壇 6点(順位点)、122点(合計点) ※順位は順位点が少ない順に決定。
契約の相手方	株式会社新東通信
契約金額(円)	¥25,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山管理課
契約締結日	令和8年05月28日
件名	東山公園展望塔事業性調査業務委託
概要	本委託は、東山公園展望塔に係る事業性調査を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	東山公園展望塔は特殊な条件下にあることから、本業務の実施にあたっては高度な知識及び専門的な技術が必要であり、市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次の通りであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数(順位点／評価点) 1位 株式会社三菱総合研究所 (3点 / 267点) 2位 パシフィックコンサルタンツ株式会社(6点 / 230点) 3位 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社名古屋 (9点 / 203点) ー 日本工営都市空間株式会社 ー 株式会社サーベイリサーチセンター名古屋事務所 ※評価基準、採点方法及び順位の決定方法に基づき、第1次審査(書面審査)を行い、順位が上位の3者に対して第2時審査(ヒアリング)を実施した。
契約の相手方	株式会社三菱総合研究所
契約金額(円)	¥13,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2869

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	用地管理課
契約締結日	令和8年05月27日
件名	CD-ROM(物件補償積算アプリケーション(補償システムV6・事業者貸出用))の調達
概要	本委託は、東山公園展望塔に係る事業性調査を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	物件調査委託では、発注仕様を満たすため、CD-ROMを使用し作成したデータでの納品を求めている。CD-ROMは、当該業者が独自に開発・販売しており、その著作権は当該業者が保有している。 このことから、当該業者に契約の相手方が限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社三菱総合研究所
契約金額(円)	¥3,960,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局用地管理課です。

電話番号052-972-2869

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	橋梁施設課
契約締結日	令和8年05月15日
件名	名古屋本線 金山～山王駅間(上下)正木橋外1橋 正木橋始め4橋点検業務委託に伴う線路防護工事に関する協定書
概要	本協定は、本市の管理橋梁であり、名古屋鉄道㈱の営業線を跨ぐ正木橋・大江橋の橋梁点検に伴う保安対策・仮設業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本協定は、名古屋鉄道株式会社の営業線を跨ぐ正木橋・大江橋の橋梁点検に伴う保安対策・仮設を行うものであり、本協定の施行は鉄道事業者である名古屋鉄道株式会社に限定されるものである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	名古屋鉄道株式会社 中部土木管理区
契約金額(円)	¥8,206,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局橋梁施設課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	東区
課	総務課
契約締結日	令和8年5月1日
件名	名古屋市東区長公舎の賃貸借契約
概要	災害発生時の区本部における初動体制の確立を目的とした区長公舎制度により区長が居住する不動産の借り入れを行うもの
契約の相手方を選定した理由	本件は名古屋市区長公舎運用基準に基づき選定した不動産の賃貸借契約であり、契約の相手方である賃貸人が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約としたもの。
契約の相手方	所有者(個人)
契約金額(円)	金2, 660, 000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、東区役所区政部総務課です。
電話番号 052-934-1114

随意契約の内容の公表

局区	緑区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月30日
件名	区長公舎の賃貸借契約について
概要	災害発生時における初動対応の指揮をするため、名古屋市区長公舎運用基準に基づき、区長が居住する公舎の借り入れをするもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市区長公舎運用基準を満たす物件のうちから区長が選定した物件であり、契約の相手方が特定されるため。 ＜根拠条文＞ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	大東建託パートナーズ株式会社
契約金額(円)	月額97,200円(礼金等別166,500円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑区総務課です。
電話番号 052-625-3905

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和8年5月13日
件名	低濃度PCB含有検査対象の変圧器絶縁油採油業務委託
概要	リニューアル改修及び保全改修工事にあたり対象校で使用中の電気工作物に含まれる絶縁油のPCB含有量を調査するための採油を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	<随意契約とする理由> 使用中の電気工作物を調査するためには、保安管理業務受託者による高圧電源の切断、放電等の停電作業が必要であるため、各学校の自家用電気工作物の保安管理業務を受託している一般財団法人中部電気保安協会と随意契約を締結することが、業務の円滑な実施及び経費工期面からも合理的であるため。 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約の相手方	一般財団法人 中部電気保安協会
契約金額(円)	2,337,940円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です。
 電話番号 052-972-3224

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年5月26日(当初契約締結日:令和7年9月24日)
件名	名古屋商業高等学校擁壁改修工事かかる変更契約(第2回変更)
概要	当該工事開始後、近隣住民より地中に圧入する鋼矢板の箇所について意見・要望があり、工期に遅れが生じたため契約変更を行った(第1回変更、金額変更なし)。これにより、設計変更を行ったところ、金額変更のあったもの(第2回変更)。
契約の相手方を選定した理由	学校と隣地の境界にある法面が崩れる危険性があったため。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社創立建設
契約金額(円)	変更前76,150,800、変更後74,698,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	救急部救急課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	救急業務高度化推進に伴う業務委託(名古屋医療センター始め4件)
概要	本業務は、本市のメディカルコントロール体制下における救急業務の高度化を図るため次の(1)～(4)の業務を医療機関に委託するものです。 (1)救急救命士の救命処置に対する医師による具体的指示 (2)心肺機能停止前の重度傷病者及び心肺停止傷病者を救急搬送した事案に対する医学的検証 (3)傷病者の搬入時における医療機関での研修 (4)症例検討会における事後検証
契約の相手方を選定した理由	1 本業務を委託するにあたっては、愛知県救急業務高度化推進協議会により指定医療機関の認定を受けていることが要件とされています。 2 本市では、年間に約2000名の心肺停止傷病者及び約4000名の重症傷病者を救急搬送しており、本業務を一つの医療機関に委託することは困難であるため、本市の救急搬送実績がある複数の指定医療機関と随意契約するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター 名古屋掖済会病院 日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院 日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院 公立大学法人 名古屋市立大学(医学部附属東部医療センター)
契約金額(円)	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター 3,905,000円 名古屋掖済会病院 3,531,000円 日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院 2,574,000円 日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院 2,244,000円 公立大学法人 名古屋市立大学(医学部附属東部医療センター) 2,046,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局救急部救急課です。
電話番号 052-972-3563

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和8年5月1日
件名	特殊車の年次点検委託
概要	当局保有の特殊車（はしご車、大型化学高所放水車及び高所活動車）の梯体、塔装置、油圧発生装置及びジャッキ装置等について、総合的かつ詳細に点検整備を実施するもので、高所での人命救助・消火作業車である特殊車両としての安全確保を図るものです。
契約の相手方を選定した理由	当該モリタ製はしご車、大型化学高所放水車及び高所活動車は、株式会社モリタが、独自の技術により設計製造したものであり、高所における人命救助及び消火活動を安全確実に行うための点検整備ができるのは、株式会社モリタが製作した車両のメンテナンス専門会社である株式会社モリタテクノスに限られるためです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社モリタテクノス 名古屋営業所
契約金額(円)	4,820,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和8年5月26日
件名	はしご車(東消防署本署配置40m級)のはしご装置分解整備
概要	はしご車の梯体、油圧発生装置及びジャッキ装置等について、総合的かつ詳細に分解点検整備を実施するもので、高所での人命救助作業車である特殊車両としての機能回復及び安全確保を図るものです。
契約の相手方を選定した理由	当該はしご車は、モリタ社が、独自の技術により設計製造したものであり、高所における人命救助及び消火活動を安全確実に行うための分解整備作業ができるのは、モリタ製車両のメンテナンス専門会社である株式会社モリタテクノスに限られるため、同社と随意契約を締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社モリタテクノス 名古屋営業所
契約金額(円)	43,890,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和8年4月30日
件名	消防局保有車両用燃料(ガソリン及び軽油)の購入について(令和8年度5月分)
概要	消防局が保有する自家給油取扱所16箇所で使用する消防車両用燃料(ガソリン及び軽油)を調達するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市と愛知県石油業協同組合は、地震、風水害等の災害が発生した場合に、本市の要請によりガソリン、軽油及び重油等の燃料を優先的に供給する「災害時における燃料供給に関する協定」を締結しています。 また、国においては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めており、基本方針では、災害時の燃料供給協定を締結している官公需適合組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合(以下「石油組合」という。)を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合で、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときは、当該石油組合と随意契約ができることとされています。 以上のことから、基本方針に基づき、平常時及び災害時の安定的な燃料確保に鑑み、愛知県石油業協同組合と随意契約を締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額(円)	13,903,044円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和8年5月29日
件名	消防局保有車両用燃料(ガソリン及び軽油)の購入について(令和8年度6月分)
概要	消防局が保有する自家給油取扱所16箇所で使用する消防車両用燃料(ガソリン及び軽油)を調達するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市と愛知県石油業協同組合は、地震、風水害等の災害が発生した場合に、本市の要請によりガソリン、軽油及び重油等の燃料を優先的に供給する「災害時における燃料供給に関する協定」を締結しています。 また、国においては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めており、基本方針では、災害時の燃料供給協定を締結している官公需適合組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合(以下「石油組合」という。)を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合で、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときは、当該石油組合と随意契約ができることとされています。 以上のことから、基本方針に基づき、平常時及び災害時の安定的な燃料確保に鑑み、愛知県石油業協同組合と随意契約を締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額(円)	13,893,540円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	配水課
契約締結日	令和8年5月21日
件名	配水管内水圧・水質測定調査業務委託
契約の概要	本業務は、安全でおいしい水を供給するため、また、今後の上下水道局の根幹をなす配水管網整備事業の策定に必要な基礎資料とするために、配水管内における水圧・水質情報を給水区域一円にて収集するものである。
契約の相手方を 選定した理由	本業務は、消火栓の操作を行い、配水管内の水圧・水質を測定するものです。 その遂行にあたっては、名古屋市の配水区域や水圧の分布状況について精通しており、且つ濁水を発生させないよう消火栓・バルブの操作を行う技術力が必要です。また、万が一濁水等の事故が発生した場合には、関係課公所と密接な連絡体制が不可欠であり、且つ迅速な対応が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、市内一円にて水道取付管工事の実績を有していることから、名古屋市の配水区域や水圧の分布状況について精通しており、また、他都市の事業者や水道事業者に向けて、消火栓・バルブの操作技術・技能研修を実施するなど高い技術力を有するとともに、緊急時に迅速且つ適切な対応が可能なことから、確実な業務遂行が可能な唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	23,945,900円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 配水課 です。

電話番号 052-972-3685

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	広報サービス課
契約締結日	令和8年5月13日
件名	上下水道局公式ウェブサイトシステム次期分離モデル移行に伴うセキュリティ対策業務委託
契約の概要	本市で令和8年5月に予定されている次期分離モデルへの移行に伴い、局公式ウェブサイトシステムにおいて必要なセキュリティ対策の業務（設定・改修等）を行う。
契約の相手方を 選定した理由	本システムは、局の発注仕様を実現するため、NDSインフォス株式会社が開発したパッケージソフトをベースにカスタマイズ（改造・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムのセキュリティ対策における業務ができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	NDSインフォス株式会社
契約金額（円）	2,750,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 広報サービス課 です。

電話番号 052-972-3714

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年5月1日
件名	重油類等供給委託（単価契約）
契約の概要	下水道施設においては、排水ポンプや下水汚泥焼却炉等の燃料用重油類の供給を委託するものです。また、水道施設においては、非常用発電機設備の燃料用重油類の供給を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	当局下水道施設には、雨水ポンプ所を始めとして降雨時など緊急に重油類の供給が必要となる施設及び下水・汚泥処理のために常時重油類が必要な施設が63か所あります。水道施設においても3浄水場と鳴海配水場、志段味配水場、平和公園配水場、朝日取水場を合わせて7か所に停電時等非常用発電機設備があります。所在地は市内外一円に点在していると同時に、各施設における重油類の収容能力には差があります。 このような環境において、質・量ともに安定して重油類を供給できる事業者は、市内外一円に組合員を擁する愛知県石油業協同組合（官公需適格組合）のみであることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	重油（特A）大口ディーゼル機関用、ガスタービン発電機用 1k l 当たり 130,000円（税抜）ほか3件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3666

随意契約の内容の公表

2026000643

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和8年5月19日
件名	フレックスタイム制導入に伴う庶務事務システムの改修等業務委託
概要	本件は、フレックスタイム制の導入のため庶務事務システムの改修業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、フレックスタイム制の導入のため庶務事務システムの改修業務を委託するものである。 庶務事務システムは、既存の運用保守業務委託内で制度変更や不具合対応等によるプログラムの随時改変を行っており、運用保守業務委託を履行している三菱電機デジタルイノベーション株式会社でなければ、本件履行期間中における既存システムの技術情報の詳細を常に最新の状態で把握することができない。そのため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機デジタルイノベーション株式会社 第一ビジネスユニット 産業第二事業 エン
契約金額(円)	15,290,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号 052-741-2440

随意契約の内容の公表

2026000909

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和8年6月2日
件名	5050形車両用弾性車輪当板の購入 その2
概要	当局高速度鉄道第1号線5050形車両の剪断型弾性車輪に使用している弾性車輪当板を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線5050形車両の剪断型弾性車輪に使用している弾性車輪当板は、剪断型弾性車輪を構成する部品の一部であり、既存の剪断型弾性車輪に適合する弾性車輪当板を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該弾性車輪当板を設計・開発・製造した日本製鉄(株)しか行うことができないため、その指定営業店である住友商事グローバルメタルズ(株)と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	住友商事グローバルメタルズ株式会社
契約金額(円)	6,646,200

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000516

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月23日
件名	栄変電所主配盤の改修(設備更新)
概要	本件は、栄変電所の主配盤を改修するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、栄変電所に設置している主配盤の改修を行うものである。その改修にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該機器を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該機器の設計・製作会社である三菱電機株式会社から業務移管を受けた三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部
契約金額(円)	24,189,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000571

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月30日
件名	藤が丘車庫電子連動装置保守端末の改修(設備更新)
概要	本件は、藤が丘車庫に設置されている電子連動装置保守端末のファクトリーコンピュータ及び周辺機器を取替えるものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、藤が丘車庫に設置されている電子連動装置保守端末のファクトリーコンピュータ及び周辺機器の取替えを行うものである。保守端末は電子連動装置を構成する機器の一部であり、取替えにあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該装置を設計・製造した株式会社京三製作所と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社京三製作所 名古屋支店
契約金額(円)	8,613,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000618

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月30日
件名	名古屋大学変電所高圧遮断器製造及び取替(設備更新)
概要	本件は、名古屋大学変電所高圧遮断器製造及び取替を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、名古屋大学変電所に設置している高圧遮断器の製造及び取替を行うものである。遮断器は配電設備を構成する機器の一部であり、既設の配電設備に適合する遮断器の製造及び取替は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製造した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製造会社である株式会社東芝と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社東芝 中部支社
契約金額(円)	22,165,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000848

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年5月22日
件名	上飯田線電線路設備保守点検業務委託
概要	本件は、上飯田線の電線路設備の保守点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、上飯田線上飯田・平安通間の電線路設備の保守点検業務を委託するものである。この保守点検に使用する大型保守用機械は小牧線より進入が必要であり、名古屋鉄道(株)から小牧線内の大型保守用機械の運行が認められ、同社の夜間作業責任者の資格者を有しているのは名鉄EIエンジニア株式会社のみであるため、名鉄EIエンジニア株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名鉄EIエンジニア株式会社
契約金額(円)	3,300,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892